

名古屋港灣管理者
名古屋港灣管理組合

令和6年1月

— 輕易な変更 —

名古屋港灣計畫書 (案)

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・平成27年10月 名古屋港審議会

・平成27年12月 交通政策審議会第61回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

・令和2年1月 名古屋港審議会

・令和3年1月 名古屋港審議会

・令和3年3月 名古屋港審議会

・令和5年1月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目次

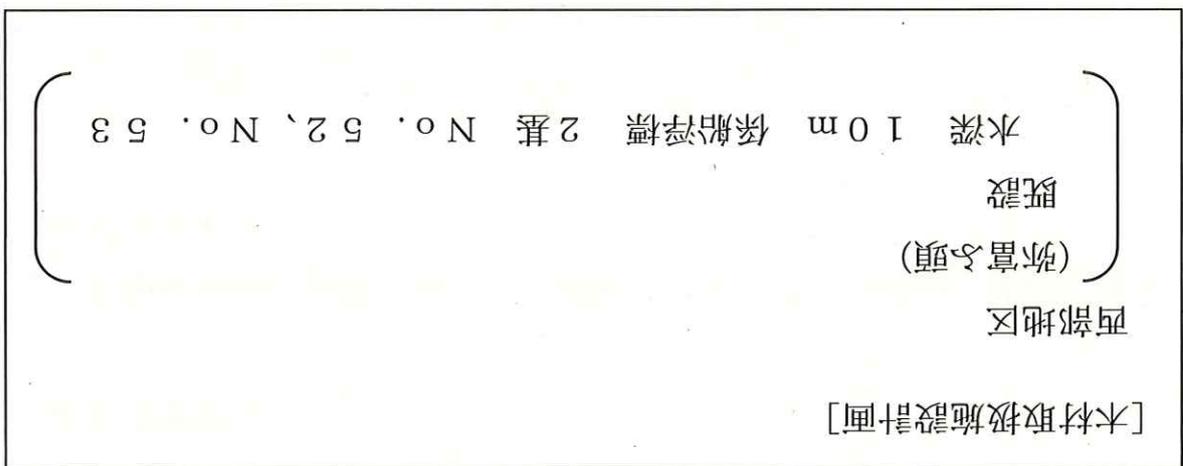
1	変更理由	1
2	1 木材取扱施設設計画	2
3	2 土地造成及び土地利用計画	3

変更理由

- 1 利用形態の変化に対応するため、西部地区において、木材取扱施設設計画を変更する。
- 2 高規格道路の計画に伴い、南部地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 木材取扱施設計画

利用形態の変化に対応するため、以下の施設を撤去する。



2 土地造成及び土地利用計画

高規格道路の計画に伴い、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地造成計画)

(単位：h a)

用途	南部地区	
	地区名	地区数
埠頭用地	6	(6)
用港湾閘地連		
工業用地	48	(48)
用交通機地能	8	(8)
施危険物取扱地		
緑地	16	(16)
用海面処分	198	(198)
合計	276	(276)

注1) () は、港灣の開発、利用及び保全並びに港灣に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画)

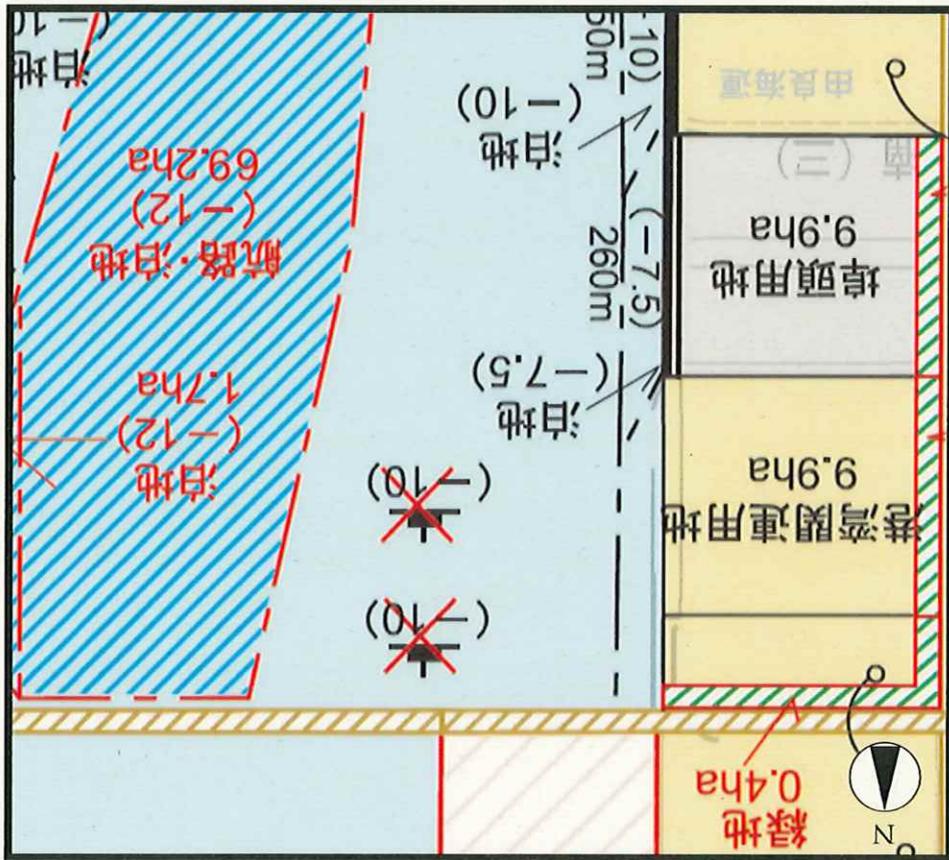
(単位：h a)

用途	南部地区	
	地区名	地区数
埠頭用地	12	(12)
用港湾閘地連	119	(119)
用交通厚地生		
工業用地	1675	(1675)
用都市機地能	47	(20)
用危険物取扱地設	77	(77)
緑地	102	(102)
用海面処分	198	(198)
合計	2230	(2203)

注1) () は、港灣の開発、利用及び保全並びに港灣に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
 注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。
 注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

係船浮標 (撤去)	
専用岸壁 (既設)	
公共岸壁 (既設)	
航路・泊地 (既定計画)	
埠頭用地 (既設)	
緑地 (既定計画)	
交通機能用地 (既定計画)	
その他の用地 (既定計画)	

凡 例



名古屋港港湾計画図 (西部地区)
 1:10,000
 0 250 500m

海岸保全区域 (参考)	
その他の用地 (既設)	
交通機能用地 (今回計画) (その他道路) (既設)	
緑地 (既設)	
凡 例	



○この印刷物は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物は、Aラシクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

